

地域経済応援商品券の交付について

☎総務係 ☎53・2111

村では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う住民の生活支援と地域経済の活性化を目的として、泉崎村内に事業所を置く商店等で期間を限定して使用できる泉崎村地域経済パワーアップ応援事業・地域経済応援商品券を交付します。

商品券は、11月下旬頃から各世帯へ順次発送いたします。

なお、詳細につきましては、商品券発送時に同封するお知らせをご確認ください。

◆支給要件

令和3年11月1日現在、泉崎村住民基本台帳に登録されていた方

◆支給額

一人当たり5,000円分（1,000円券×5枚）の配布

※取扱店については配付時に同封するリーフレットをご確認ください。



地域商品券のイメージ

◆利用可能期間

令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）

◆利用ができないもの

- ・ 国税、地方税、使用料等の租税公課
- ・ 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払
- ・ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払するもの
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ その他、特定事業者が指定するもの
- ・ 電子マネー等へのチャージ（アクセス型・ストアドバリュー型等）
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるもの

◆注意事項

- ・ お釣りは出ません。
- ・ 商品券の販売・譲渡等は原則禁止です。
- ・ 盗難、紛失、滅失による再発行は行いません。なお、これらの場合の責任は、村は一切負いません。



確かな信用、確かな技術

上下水道 / 設備工事 / 土木とび工事

株式会社 兼 千

〒969-0102 泉崎村大字関和久字瀬知房 5
TEL 54-1101 FAX 54-1103

マイナポイントの申込はお済みですか？

☎ 企画財政係 ☎ 53・2409

マイナポイントの期間が延長されました！

令和3年4月末までに、マイナンバーカードを申請された方は、
令和3年12月末まで上限5,000円相当のマイナポイントがもらえます！
マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードの取得とマイナポイントの
予約・申込が必要です。村では、マイナポイント予約・申込のサポートを行っています。



《マイナポイント予約・申込サポート窓口》

受付時間：8：30～18：00（原則土日祝を除く）

場 所：村役場 担当窓口

持 ち 物：マイナンバーカード、各種決済サービスのログイン情報（ID・パスワード等）

※予算の上限に達した場合、予約を締切場合があります。

※マイナポイント予約・申込は市町村に加え、スマホアプリの利用の他、郵便局、コンビニ、携帯キャリアショップ等でも行うことができます。

※詳しくは総務省のホームページをご覧ください。

URL: <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/promotion/>

《こちらでもマイナポイントの手続きができます》

マイナポイントアプリ



スマートフォン用のアプリで予約・申込ができます！

↑このアイコンが目印！

アプリダウンロード

(iPhone)



(Android)



対応機種



マイナポイント手続スポット



対応するスマートフォンやパソコン・ICカードリーダーをお持ちでない方は、市区町村窓口や郵便局、コンビニ、携帯ショップなどのマイナポイント手続スポットで予約・申込ができます。

↑このステッカーが目印！

手続スポット検索



マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付を行っています ☎ 住民係 ☎ 53・2112

令和3年5月からマイナンバーカードを利用して、住民票や印鑑登録証明書、戸籍謄本などが全国のコンビニエンスストアで取得できるようになりました。夜間などご自分の都合に合わせて証明書が取得でき、対面での申請が不要となるため、感染症対策にも繋がります。是非ご活用ください。

◆取得できる証明書（発行手数料）

- ・住民票の写し謄抄本（200円）
- ・印鑑登録証明書（200円）
- ・所得（課税）証明書（200円）
- ・戸籍全部（個人）事項証明書（450円）
- ・戸籍の附票の写し（200円）

◆取得方法

店舗に設置されているマルチコピー機で、取得できます。

- ①行政サービスから証明書交付サービスを選択
- ②マイナンバーカードをセットし、4桁の暗証番号を入力
- ③必要な証明書と部数を選択
- ④お金を入れてプリント開始を押す

◆利用できるコンビニエンスストア

- ・セブンイレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ



◆利用可能時間

・午前6時30分～午後1時まで

Farmer's Market
こころや スイーツフェア

アップルパイやロールケーキ、フィナンシェなど新作のスイーツをたくさん取り揃えてお待ちしております♪

手づくり蒔絵作り教室 大島屋蒔絵店
11月23日（火・祝日）14時～16時
定員：4名、参加費2,000円、講師：吉島佳津恵先生

↑ 泉崎村川畑 37-1 TEL 0248-53-5568

スタッフ募集

① 介護員 ② 調理員 ③ 生活相談員

※求人の詳細については下記へご連絡ください。

特別養護老人ホーム **ケアハウス泉崎**
〒969-0104 西白河郡泉崎村太田川字金山34
☎ 0248-53-3450

地域密着型 特別養護老人ホーム **さつきの郷**
〒969-0101 西白河郡泉崎村泉崎字笹立山7-1
☎ 0248-21-8083

「広報いずみぎ」はスマホでも閲覧可能です！

☎企画財政係 ☎53・2409

村ではより多くの方に「広報いずみぎ」を気軽に閲覧いただけるよう、スマートフォン向けアプリの「マチイロ」での配信をしています。是非ご登録ください。

スマートフォンアプリマチイロ

《マチイロの特徴》

- ・いつでもどこでもスマホで「広報いずみぎ」を閲覧できます。
- ・スクラップ機能として、範囲を指定して記事画像を保存し、メール等で共有できます。
- ・広報誌だけでなく、ホームページの新着情報がお知らせとして届きます。
- ・「興味ある分野」を設定すると設定内容に合わせた行政情報が届きます。

《利用方法》

- ①右記のQRコードよりアプリをダウンロードし、起動した後、「はじめる」をタップします。
- ②「お住まいのエリア設定」を「現在地を取得」「郵便番号から探す」「地域から探す」のいずれかの方法で設定をします。
- ③「興味のある分野」をプルダウンから選択します。
- ④「性別」、「生年月日」、「お仕事」、「ふるさとの地域」を入力します。
⇒以上の手順で設定内容に合わせた内容の情報と、「広報いずみぎ」が閲覧できるようになります。



～注意点～

- ・「マチイロ」は株式会社ホープが作成したものです。アプリ閲覧中に広告が表示されますが、その内容について泉崎村は一切の責任を負いません。
- ・無料で利用が可能ですが、通信経費などは利用者の負担となります。

泉崎村の教育

泉崎村教育委員会

地域社会の一員として ～主権者教育～

公職選挙法、民法等の改正により、選挙権を行使できる年齢は、満18歳以上になりました。18歳時点では、学校に在籍している場合もあります。主権者としての知識、思考力、判断力等（以下、主権者教育と表現）を育成することが学校教育現場でも求められています。

広報10月号でも選挙の仕組みについて詳しく記載されていましたが、政治の仕組みや主権者としての心構えなど、主に小学校中学年から以下に例示する学習場面で育んできています。

児童会活動 ・ ・ ・ ・ 議会の運営と決定過程
学級会活動

社 会 科 ・ ・ ・ ・ 公共のために尽くす仕事と人々の活動
国の政治の仕組み

道 徳 ・ ・ ・ ・ 公正公平な態度 責任と義務

平成29年度より小学6年生を対象として開催している「子ども議会」も重要な役割を担っています。子ども議会当日のやりとりは言うまでもありませんが、当日までの過程で培われる力も見逃すことはできません。

まず、児童が生活での気づきや疑問、意見を出し合います。次に、それぞれの課題等を持ち寄り、内容を整理してまとめます。さらに、現状と問題点の把握、質問内容の選択、建設的な提案の作成等を経て、子ども議会の場で、質問、提案を行います。

この体験は、6年生にとって主権者教育の場であり、その後の社会生活に活かせることと思います。

児童扶養手当のご案内

☎福祉係 ☎54・1333

☎福島県児童家庭課 ☎024・521・7176

児童扶養手当は、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、児童を養育する母・父・父母以外の扶養者に対し、扶養手当が支給されます。児童扶養手当を受給するためには申請（認定請求）が必要です。

◆支給要件

次のいずれかに該当する子どもについて、父・母・父母以外の養育者がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父あるいは母、両親が死亡した子ども
- ・父・母が政令で定める程度の障がいの状態にある子ども
- ・父・母の生死が明らかでない子ども
- ・その他（父・母が引き続き1年以上遺棄している子ども、父・母が法令により引き続き1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

◆手当額

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等によるほか、毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて決められます。

～令和3年度～

- ・児童1人の場合の月額
全部支給：43,160円
一部支給：43,150円～10,180円
- ・児童2人以上の月額加算額
全部支給（2人目）：10,190円、3人目以降1人につき：6,110円
一部支給（2人目）：10,180円～5,100円
3人目以降1人につき：6,100円～3,060円

◆支給月

令和3年度は、8月、11月、1月、3月、5月の支給です（11月、1月、3月は2か月分ごとの支給）
※申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票などが必要です。
詳しくは村住民福祉課福祉係、福島県児童家庭課までお問い合わせください。

特別児童扶養手当のご案内

☎福祉係 ☎54・1333

☎福島県児童家庭課 ☎024・521・7176

特別児童扶養手当は、障がいのあるお子さんを監護又は養育している人に支給されます。
特別児童扶養手当を受給するためには申請（認定請求）が必要です。

◆支給要件

身体又は精神に中度又は重度の障がい（政令別表3における1級・2級に該当）を有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母に代わって養育している人。

◆手当額

受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等によるほか、毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて決められます。

- ・1級該当児童1人につき 月額 52,500円
- ・2級該当児童1人につき 月額 34,970円

※申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票などが必要です。